

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和元年12月4日（令和元年（行情）諮問第381号）

答申日：令和2年9月15日（令和2年度（行情）答申第254号）

事件名：「発達障害児の教育環境（個別の教育支援計画，指導計画を含む）」
の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「発達障害児の教育環境（個別の教育支援計画，指導計画を含む。）」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，令和元年7月30日付け厚生労働省発障0730第16号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

開示請求に係る行政文書を管理している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は，処分庁に対して，法3条の規定に基づき，「発達障害児の教育環境（個別の教育支援計画，指導計画を含む）」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して，処分庁が原処分を行ったところ，審査請求人は，これを不服とし，同年8月28日付け（同月29日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し，事務処理上作成又は取得した事実はなく，実際に保有していないため，不開示とした原処分は妥当であり，本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件審査請求に係る開示請求は「発達障害児の教育環境（個別の教育支援計画，指導計画を含む）」の開示を求めるものである。

発達障害児の教育環境（個別の教育支援計画，指導計画を含む）につ

いて、作成又は取得したことはないため、厚生労働省では保持はしていない。以上の点から、不開示とした原処分は、妥当であると考え。また、本件審査請求に当たり、他に開示対象文書がないか探索したが、他に該当するものは確認されなかった。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「開示請求に係る行政文書を管理している。」として原処分の取消しを求めているが、これに対する諮問庁の説明は上記(1)のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年12月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 令和2年9月3日 審議
- ④ 同月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする決定(原処分)を行った。

これに対し、審査請求人は、開示請求に係る行政文書を管理しているとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について、改めて確認させたところ、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、「発達障害児の教育環境(個別の教育支援計画、指導計画を含む。)」の開示を求めるものである。処分庁は、開示請求者への確認の結果、「発達障害者支援室が保有する文書のうち、発達障害児の教育環境(個別の教育支援計画、指導計画を含む。)」の開示を求めるものと理解した。

イ 発達障害者支援室とは、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室(以下「発達障害者支援室」という。)のことである。

ウ 発達障害児の教育については、文部科学省から各都道府県教育委員会、各指定都市教育委員会等に発出された「特別支援教育の推進につ

いて（通知）」において、①「特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児から学校卒業時まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること」及び②「特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めること。また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること」とされているところ、同通知の作成は文部科学省が所掌し、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」については各特別支援学校で策定されるものとなっている。発達障害者支援室の所掌業務は障害者の福祉の増進に関するものとなっており、発達障害児に対して行っている支援は通所支援にすぎない。そのため、発達障害児のおかれている「教育環境」については、発達障害者支援室において把握しておらず、また、指針等について示すこともない。

エ したがって、発達障害者支援室では、本件対象文書を作成していない。また、発達障害者支援室では、特別支援学校等が作成した個別の教育支援計画等の提出を求めておらず、取得していない。なお、開示請求者の求める「発達障害児の教育環境（個別の教育支援計画、指導計画を含む。）」については、存在するとすれば、文部科学省、各特別支援学校又は各都道府県及び各指定都市の教育委員会が作成又は取得していると考えられる。

オ 本件審査請求を受けて、念のため、発達障害者支援室において、執務室内、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等を探索したが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 当審査会において、厚生労働省組織規則等の提示を受け、確認したところ、諮問庁の上記(1)の説明に不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子